

別紙（表示イメージ）

不動産売買 - Google Chrome

storageoption-a351-jpe.chordship.global.fujitsu.com/bctrl256-standard...

はじめから 不動産売買

2023/06/28 09:27:41

建築条件付土地を購入するときに気をつけることを知りたい。

2023/06/28 09:27:46

東京都

建築条件付土地を購入するときは、売買契約書に次のような特約が入っているか確認しましょう。

- (1) 一定期間内に請負契約を締結することを条件とすること。
- (2) 請負契約を締結しなかったときは、土地の売買契約が解除になること。
- (3) 土地売買契約が解除となったときは売主は、既受領している手付金等を全額買主に返還すること。
- (4) 売主は買主に契約の解除を理由として損害賠償又は違約金の請求はできないこと。

なお、(1)の一定期間内について決まりはありませんが、買主と建築業者が建物の予算、設計内容などの打ち合わせが十分行える時間が確保されているか確認しましょう。

2023/06/28 09:27:47

東京都

もう一度、よくあるご質問を表示しますか？

サジェスト

送信